

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第5節 特定保険医療材料
E401 特定保険医療材料（フィルムを除く。）

E401 特定保険医療材料（フィルムを除く。）	材料価格を10円で除して得た点数
-------------------------	------------------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号）

告示	通知
注 使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」

（令和2年厚生労働省告示第61号）

016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット 5,970円

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」

（令和2年3月5日 保医発第0305第9号）

- (1) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットは、テクネシウム^{99m}ガス吸入装置(承認番号04B輸第1045号)に使用される患者吸入セットを使用した場合に算定できる。
- (2) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットには超微粒子発生槽、呼気フィルター及び連結チューブが含まれており、別に算定できない。